

登録認定機関特別調査の結果報告

平成20年4月17日

農林水産省消費・安全局表示・規格課

1. 調査の概要

(1) 調査目的

登録認定機関に対しては、年1回の定期検査により、登録認定機関の登録基準への適合性を確認し、必要な指導を行ってきたところであるが、これに加えて、有機JASの認定審査を厳正に行っているかどうかについて緊急に調査することとする。

(2) 調査対象

有機JAS関係の認定機関59のうち、改正JAS法での認定実績(有機農産物)のある47機関

(3) 主な調査項目

① 登録認定機関と認定申請者(認定事業者)との利害関係

- ・認定申請者に会員等として入会等することを勧めていないか
- ・認定事業者や認定申請予定者に対して農業技術に関する指導を行っていないか

② 検査員(審査員)と認定申請者(認定事業者)との利害関係

- ・登録認定機関は検査員と認定申請者(認定事業者)との関係をどのように把握しているか

③ 検査員(審査員)の指名

- ・検査員と認定申請者(認定事業者)との関係、検査員の経験・力量等を考慮して検査員の指名が行われているか

④ 実地検査

- ・検査員が認定事業者であることに起因して、事業者に対する指摘等がコンサルタント的になっていないか

(4) 調査方法

認定機関事務所等において職員が出向いて調査

(5) 調査期間

平成19年9月12日～平成20年3月25日

(6) 調査実施機関

独立行政法人

農林水産消費安全技術センター(FAMIC)

2. 調査結果

JAS法及びJAS法に規定している登録認定機関の登録基準のISOガイド65に明確に抵触するものはなかった。

ただし、検査員同士が互いに検査を行っている等検査員に利害関係が生じ公平さが危ぶまれることが懸念される事例もごく一部で見受けられた。

調査結果の事例	関連規定等
【登録認定機関の業務のあり方】 ○有機JASの審査部門が別部門の影響を受けることが懸念される例 ・ 組織の別部門が、農家等（一部認定事業者含む）に対して技術指導を行っている。 （11機関） ○検査員と認定事業者でもある者同士が相互に検査を行っている。 （1機関）	○製品認証活動と当該認証機関が行う他の活動とを区別する方針及び手順を持つ。（ガイド65.4.2 l） ○別部門で別の活動を行っている場合は、その別の活動から審査部門への影響を受けない体制をとっている旨規定に定められていることが必要。 ○要員は営利的及びその他の利害関係に影響されないこと。（ガイド65.2.2 a）

調査結果の事例	関連規定等
【検査員の資格のあり方】 ○格付数量がほ場の規模や作付け体系に見合う数量であるか否かについて特段の確認を行っていない。 (8機関)	○包括的、かつ、正確な評価を確実に行わせるために、当該要員に適切な作業文書を与えなければならない。(ガイド65.9.4) ○要員は必要な専門的判断をし方針を立てこれを実行することを含む、遂行する職務に関して適格でなければならない。(ガイド65.5.1.1)